

2016年テーマ別時事問題(政治)

- 1 (1) ①立法 ②エ (2) 政令
(3) 1 公布 2 施行 (4) 山
- 2 (1) イ (2) 象徴 (3) 国事行為
(4) 昭和 (5) ①イ ②ア
(6) 基本的人権の尊重 平和主義
- 3 (1) ①18 ②ウ
③ 1 普通選挙 2 秘密選挙
(2) 民進
(3) 一票の格差 (4) エ (5) 与党, +10
- 4 (1) ①首長 ②ウ
(2) A台湾 Bイギリス
(3) (ヒラリー・) クリントン
(4) ①世論 ②知る権利
(5) ①地方税 ②地方交付税

解説

- 1 (1) ②ア 臨時会(臨時国会)などで審議されることもある。イ 法律案は内閣や国会議員が作成する。必ず先に衆議院で審議されるのは予算案である。ウ 国民投票は、憲法改正のときに実施される。
(4) 国民の祝日に関する法律では、山の日を「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する。」としている。
- 2 (3) 天皇は、内閣の助言と承認に基づき、憲法が定める国事行為を行う。天皇は、政治的な権限は持っていない。
(5) ①憲法では、国務大臣の過半数は国会議員から選ばなければならない、と定めている。
エ 内閣総理大臣は国務大臣を任命し、また罷免することができる。
②2016年11月現在の内閣においては、イは外務大臣、ウは防衛大臣、エは財務大臣である。
- 3 (1) ②1945年に、選挙権を持つのは満25歳以上の男子から満20歳以上の男女となった。
(5) 2016年現在、自由民主党、公明党が与党の連立政権である。与党の議員数は、公示前が135、選挙後の新勢力では145となっている。
- 4 (1) ②市町村長の被選挙権は満25歳以上。都道府県知事と参議院議員の被選挙権が満30歳以上。
(5) 過疎化などで地方税収入が乏しく、地方交付税に大きく依存している地方公共団体もある。